

広島県告示第五十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第八項の規定により告示した区域内における建築物について、同法第八十六条の五第二項の規定によつて、認定を取り消した。

平成三十年一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 対象区域

広島県大竹市玖波四丁目一五一六番一、一五一六番二

二 認定を取り消した年月日及び番号

平成三十年一月十二日 第H二十九認消通知広島建指〇〇〇〇一号

三 認定を取り消された者の住所及び氏名

広島県大竹市東栄二丁目一番四号

株式会社ダイセル 常務執行役員 大竹工場長 上野 貴史